み えけんりつうえのこうとうがっこうていじせい 三重県立上野高等学校定時制

がっこうせいかつ て び 学校生活の手引き

生徒指導関係

- 1) 頭髪・服装・装飾器・花粧などについて
 - ※社会人として周りの人へ配慮した髪形、脳襞、化粧などを心掛けてください。

頭髪・・・・極端な染色・髪型は控えること。

服装・・・・へそや背中が大きく露出する服装は控えること。

> 入れ。 入れ。 (タトゥーシールも含む) はしないこと。

※教室・後堂など校内においては、大管量の音楽、マフラー・帽子の著角などは控えてください。

2) 持ち物

- ※貴重品の管理は各首が責任を持って行ってください。
- ※ロッカー・下駄箱以外に私物を置かないようにしてください。

3) 通学

※首転車・原動機付首転車・首動ご輪車・首家用車(以下首転車などという)を利用して通学する場合は許可が必要です。担任を通して、また保護者面談を経て生徒指導部から許可をもらってください。なお、発許敬得についても同様です。

(許可証は見えやすい場所に提示すること)

- ※首転軍以外は首賠簀保険の配に、任意保険(対父無制限)に加えする必要があります。 また、首転軍は令和32年10月1日より首転軍預警賠償簀任保険などへの加えが 義務化されました。本校では空国高P運賠償簀任補償制度に加えしていますが補償額 などをみて追加すべきか判断してください。
- ※自転車などは、改造したものは許可されません。
- ※自転車などは、指定された場所に駐輪、駐車してください。
- ※首動車教習所・首動車学校に予校の際、発許戦得の際には事前に担任に申請し、許可 を得てください。
- ※自動二輪車については 250CC の排気量までのスクーター塑とし、二人乗りは禁止します。
- ※通学から帰宅時間において四輪・二輪軍ともに生徒同士の同様を禁止します。
- ※首家用車については铥に違反するスモーク、幅広タイヤ、改造ハンドル、マフラー送扱 きなどの改造車は緊閉次第許可を取り消します。
- ※許可を受けた三輪、四輪軍について違法が認められた場合は通学許可を取り消します。

4) 登下校時間

※登校は原則として、17時05分以降に教室に入ることができます。

また、学校が許可した場合などの特別な場合を除き、21時05分には下校するようにしてください。

5) その他

※注記以外に、高校生・社会父として、また、父権的にふさわしくない行動や管動については特別指導の対象とします。